

第3回鹿児島市景観審議会 会議録（概要）

開催日時	平成21年2月13日（金） 9時00分～15時10分
開催場所	市役所東別館9階 特別小会議室
出席者	委員6（1人欠席） 事務局5人
（委員）	井上会長 岩田委員 岡田委員 下原委員 徳田委員 平尾委員
（事務局）	原口都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	<p><u>1 開 会</u></p> <p><u>2 諮問案件</u></p> <p>会長 本審議会は原則公開であるが、本日の諮問案件に非公開情報は含まれていないか。</p> <p>事務局 個人が特定される情報が含まれているため、景観重要建造物・樹木の指定までのフローを説明するところまでは公開とし、指定候補を具体的に説明するところから非公開とさせていただきたい。 本審議会で指定候補として選定した建造物と樹木については、会議終了後に情報提供したい。</p> <p>委員一同 異議なし 傍聴席のマスコミ2社も同意</p> <p>会長 本日の諮問案件は2件である。事務局には、諮問第1号「景観重要建造物の指定候補について」と諮問第2号「景観重要樹木の指定候補について」の説明を続けてお願いします。現地調査も予定されているので、審議の進め方等も説明をお願いします。</p> <p>事務局 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観法に基づき指定するもので、鹿児島市景観計画に指定方針を定めている。昨年10月に指定候補を募集し、建造物25件、樹木30件の応募があった。その中で景観計画に定める指定方針と国土交通省令の基準に該当し、所有者等から承諾が得られたものが、今回諮問する建造物4件、樹木1件である。 これら5件の現地調査を行った後、指定候補について審議していただきたい。</p>

事務局

(景観重要建造物・樹木の指定について景観法に規定されている部分及び国土交通省令に規定されている指定基準を説明。指定までのフローについては次のとおり説明。)

指定候補の募集は、広報紙、ホームページ、パンフレットで行った。応募のあった建造物と樹木は、「景観重要建造物・樹木の指定候補選定の考え方」に基づき審査した。

その結果、指定候補は建造物7件、樹木1件で、指定を保留したものは建造物と樹木がともに3件であった。これら指定候補計8件の所有者に「指定候補として決定した場合の公表に対する意向調査」を行い、同意が得られたものは建造物4件、樹木1件、同意を保留されたものは建造物3件であった。また、指定候補については景観アドバイザーからも意見を聴いている。

本日の審議会で選定した指定候補は、市長決裁を経て、年度末には決定し、ホームページ等で公表する。最終的な指定は、21年度に所有者等の同意を得て順次行う。

これからの説明には個人情報が含まれる。本審議会で指定候補として選定した建造物と樹木については、会議終了後に報道機関等に情報提供したい。

傍聴席の報道機関2社は退席

(「景観重要建造物・樹木の指定候補選定の考え方」指定候補及び指定を保留するものに対する評価等)を説明。)

会長

現地調査の前に質問等はないか。

委員

指定候補に掲出されている屋外広告物の扱いはどうなるのか。色彩や壁面に占める面積の割合が基準に触れているものがあるそうだが。

委員

掲出できているということは、屋外広告物条例に触れていないからではないか。

事務局

色彩も面積も基準に適合している。景観重要建造物になると新たな基準に適合する必要があるが、新年度に屋外広告物の調査を行い、その結果を踏まえて屋外広告物のあり方を考える。景観重要建造物の基準をどうするかという議論は出てくると思う。

委員

現在の屋外広告物をはずさせるのはきつい。

委員

これが景観重要建造物なのかと言われるのはよくない。指定解除の手続はどうなるのか。

事務局

景観法では指定理由が消滅したときなどは解除できるとある。また所有者がどうしても残せないというときは解除せざるを得ないと思う。ただし、解除するときは事前に本審議会に諮ることになる。

委員

建造物を群としてとらえるやり方はあるのか。

事務局

個々に指定するものとなっている。(景観形成重点地区など)ゾーン形成後はそのようなやり方を(市独自の制度として)できるかもしれない。

委員

例えば伝建地区のように隣に景観上ふさわしくないものが建たない仕組みができないものか。

委員

周囲を含めないと景観とは言えない。

事務局

この地区は景観形成重点地区候補地に位置づけているので、今後取り組んでいくことになる。

委員

景観計画に定める指定方針の中で、「建築的価値が高いと認められるもの」とあるが、土木的価値を含めてもよいか。石橋はどのように考えたらよいか。

事務局

国に確認したところ、通常の石橋(道路として使われているもの)は公共施設で、移設された単体の石橋は建造物であるとのことであった。河川(河川法による河川)も公共施設である。

委員

ダムはどうなるのか。

事務局

(景観法の規定による)公共施設ならば公共施設として考えていく。

委員

世界遺産登録に向けたバッファゾーンの設定は、いつごろ分かるのか。

事務局

新聞報道では3年後までに世界遺産登録に向けた推薦書を作成するとあった。

委員

バッファゾーンの規制を見定めるまで指定候補を保留する物件があるが、それは、あらかじめ足かせをはめてはいけないということか。

事務局

そのとおり。

会長

ほかに質問等がないようなので、建造物4件、樹木1件の現地調査を行った後、審議することとする。

10時から14時まで途中1時間の食事休憩を挟んで現地調査

審議再開

(1) 諮問第1号「景観重要建造物の指定候補について」

【指定候補 1について】

委員

指定されると修景するときに補助金は出るのか。

事務局

22年度から補助金制度をつくりたい。樹木については21年度予算案が3月議会で議決されてから補助金制度をつくる。

委員

現在の雨樋は、やや違和感があり、建物全体と調和がとれたものになるとよい。

委員

壁面の補修の仕方が気になるが、全体としてはよい。

委員

審議会として認めるとしたとき、付帯意見をつけてもよいか。

事務局

審議会の意見は市への意見である。特別な要望があれば指定の前に所有者に伝えたい。

委員

付帯意見を相手方に伝えてほしい。助成もできるようにしてもらいたい。

委員

文化財と景観重要建造物との違いは何か。

事務局

文化財はそのものの価値。景観重要建造物は良好な景観形成に重要なものなので、周りとの調和、景観への貢献度が大事になっている。

委員

県内で登録有形文化財が増えてきているが、今、石造りの建物は珍しい。登録有形文化財の方が評価が高いのか。今回の指定候補はそれに漏れたものか。

事務局

本市の景観重要建造物は登録有形文化財を対象外としているが、景観重要建造物に指定後に登録有形文化財となったものは指定を取り消さないこととしている。

委員

景観重要建造物は重要な景観の要素、あるいは景観誘導の要素。そのような主旨であると思っている。

他都市ではたくさん指定されてきているのか。

事務局

それほど多くはない。指定された樹木にいたっては2市だけである。

本市では、石造りはまちづくりのもとになるという声がいつもあった。これを核にして景観形成に資するようにしたい。

委員

鹿児島は歴史的な建造物があまり残っていないので、それを軸にまちをつくるのは難しい。今回石倉がああ地区にあることが重要であるとして諮問されたと思っている。あ地区は本来港町である。倉庫は港の当時の隆盛を示す有力なもの。周辺景観の誘導をすることができる。

委員

この建物が面している通り名は港に由来していそうである。またこの場所には貨車が通っていた。このように通り名や地名を考えると、指定するに値すると思う。

委員

指定することに問題はないと思う。

委員

海岸端にあり、潮風による侵食が激しい。壁面に透明の樹脂を施せばもっとよくなる。

委員

指定は積極的に早くした方がよい。

会長

指定候補として手続を進めてもらうことでよいか。

委員一同

異議なし。

【指定候補 2 について】

委員

建物はよいが看板など付帯物が気になる。

委員

建物は活用されて初めて生きる。今活用されていることが、いきいきと示されているのでよいと思う。あとは所有者との交渉次第だと思う。

委員

屋外広告物は企業イメージである。この建物のよさをどう守っていくかが大事である。景観アドバイザーからはどのような意見があったのか。

事務局

「以前から鹿児島島の景観色彩を構成するものとしてなくてはならない要素であると認識している。石の素材色が少しずつ違い、それが豊かな地区景観を形成している。ただ店舗の中にはサインの色彩等が目立つものがあった。建物にふさわしいサインへの協力が得られることが望ましい。」「看板を統一することができればより良い。」との意見があった。

委員

建物というより、屋外広告物のありようは検討が必要ということだろう。

事務局

新年度に屋外広告物のあり方を検討するための調査を行いたいと考えている。その調査結果を踏まえ、所有者等と話し合っ、屋外広告物のステップアップを考えていってもよい。

委員

今の屋外広告物の色彩はポイントとして使うのは良いが、このままでは壁面全体の印象を壊していないか。そのような意見が出たことを伝えてもらい、適切なものを生み出してほしい。景観重要建造物に指定することは、残すべきものであるという強力なメッセージになる。

委員

映画のロケにも使われ、桜島を含めた景観として優れている。

委員

壁面看板は少し気になるが良い建物である。

委員

活用されていることはよい。看板の大きさ、色、書かれている内容が気になるが、指定することにより、改善してもらえればよい。

委員

景観のよしあしは統一しているかどうかと言われがち。ワンポイントならよいと言われるが、どこまでならよいのか。むしろ、前面道路にある青の大きな道路サインや電線柱の方が気になる。

委員

壁面看板の色は飛び抜けているが、絵画的に見れば重心が下にあって、この色の割にはよい。青の道路サインは上にあって重心が不安定に見える。

委員

のぼり旗が気になる。意見を率直に言って、景観アドバイザーの知恵をもらって落ち着かせるべきである。

委員

離れて見れば気にならない。

委員

海と反対側の面がすばらしい。

委員

夜間はアップライトも効いている。

会長

建物を指定することには異論はないが、審議会の意見は伝えて課題にしていきたい。完璧な形での指定はありえない。将来、重要な役割を果たすように、所有者とよく話し合っほしい。このような考え方でよろしいか。

委員一同

異議なし。

【指定候補 3 について】

委員

入口の空調設備が目についたが、そのほかはセンスの良さが感じられた。市などからの助成があれば工夫できるのではないか。設備ボックスは外壁に溶け込む色にできればよい。建物の状態は問題ない。設備ボックス以外は抑制が効いている。壁面看板はとても小さく、勇気があると思う。

空調設備にカバーをすると効率は下がるか。

委員

ルーバーくらいならよい。また、高さがそろえば気にならないこともある。見え方の工夫にがんばっていることがわかるので応援したい。

委員

補修は自分たちでやっている様子である。

会長

モルタルの色が工夫されている。

指定候補とすることに異議はないか。

委員一同

異議なし。

【指定候補 4 について】

委員

周辺の建造物も指定したいくらいすばらしい。整備された歩道や建物の庭もよかった。

委員

もっとアピールした方がよい。この存在を知らなかった。

委員

歩道に張っている石はよいものを使っている。

事務局

この通りは地元の要望で整備した。小山田石を使っている。電線の地中化もしている。

委員

景観の見本となるようなところである。指定する価値はある。敷地の樹木もすばらしい。

委員

交差点の看板（案内板）が大きいし、字が見えなくなっているのが気になるが。

会長

指定してよいと思うが異議はあるか。

委員一同

異議なし。

会長

諮問第1号「景観重要建造物の指定候補について」は原案どおりとする。

(2) 諮問第2号「景観重要樹木の指定候補について」

【指定候補 1 について】

委員

JR の駅の近くにあり、土地区画整理区域である。乗降客を含めて交流人口の増加が見込まれる。駅前にある樹木はほかにあるか。

事務局

何ヶ所かある。

委員

まちづくりのシンボルツリーになる。鹿児島は古いものを残さない傾向があるが、古木などは景観の視点から必要である。

委員

隣の木は伐採されるのか。

事務局

所有者は残す意志がなければ普通は切ってしまう。ほかの土地区画整理区域の木で、移植して枯れた事例がある。

委員

指定候補 1 だけの指定ではもったいない。隣の木も樹齢 100 年は経っていると思う。樹木が景観に重要ということは全国共通である。ご先祖からのものを指定に向けて話し合ってもらいたい。

委員

ぜひ隣の木も指定してほしい。もっと多くの樹木を指定してほしい。

会長

指定候補 1 のほか、隣接樹の指定も望ましいことを付帯意見としてよいか。

委員一同

異議なし。

会長

諮問第 2 号「景観重要樹木の指定候補について」は原案に隣接樹も追加することが望ましいことを付帯意見とする。

事務局

隣接樹についても、所有者の同意が得られたら指定候補とする方向で整理する。

3 その他

委員

応募された樹木の中で指定候補にしてもよいと思うものがあるが、なぜ指定候補案にあがらなかったのか。

事務局

フェンスで囲まれるなどして周辺の景観と調和する度合いが低いことや、樹種の性質から評価できる時期が限られることなどが理由である。

委員

応募物件の中には、国土交通省令の基準である「良好な景観形成に重要なもの」と認められていないものでもよいものもあったが、なぜ認められなかったのか。

事務局

通りから全体が見える建造物でも、駐車場が通りに面していて、そこに駐車する車が景観を阻害している場合は、良好な景観形成に重要なものとは認められないと考えた。

委員

その場合、駐車場の場所を変えれば指定できることになるのか。

事務局

検討に値する。

委員

建築年代が昭和一桁であれば全国的に見ても残るものは珍しい。そのような建造物でありながら、「良好な景観形成に重要なもの」と認められていないものがある。なぜか。

事務局

景観アドバイザーからの評価が良かった建造物もあったが、街路樹で遮られ、注意して見ないと存在に気づかない建造物であった。通りからの視認性が低ければ、良好な景観形成に重要なものとは認め難い。

委員

そのような建造物でも、歩いて見れば存在感がある。

委員

景観は1点から見るものではない。木の間から見えるのもよいという考えもあるが。

事務局

今言われた建造物についても必要があれば再検討してもよい。

委員

指定候補案にあがらなかったが、登録有形文化財になってもおかしくない建造物がある。

事務局

その建造物は建築的に価値が高いので再検討してもよいが、所有者から同意を得ることが難しいものもある。

委員

指定された建造物が注目されて、次回から応募が増えればよい。

委員

景観は主観的なものであるが、まちづくりには極めて重要である。

委員

このような取り組みを続けて景観が良くなることを願う。

委員

指定候補に決定したものの公表はどのようにするのか。なぜ指定候補になったのか一言コメントを付けてほしい。まちづくりの参考になる。

事務局

物件ごとに評価のコメントを付けたい。ホームページや広報紙などで公表したい。

委員

パネル展示もしてほしい。中央駅などで多くの人に見てもらえるようにしてほしい。市の施設を飛び出して展示してほしい。

事務局

現在、水族館、市立図書館、環境未来館で景観写真パネルを展示しているが、これらに付け加える方法がある。また、東別館1階の市民ロビーも使える。いろいろ工夫したい。

委員

景観重要建造物や樹木のハードルが高い。どれくらいまで下げられるか。

事務局

ハードルを下げて多く指定すると、管理に対する助成金の支出が膨らむ。助成金と予算枠との関係が課題である。建造物への助成は高額になる。

委員

寄付で助成金を集める方法は検討できないか。

事務局

募集しても寄付金が集まるかは疑問である。鹿児島県の「ふるさと納税」の金額は全国的に見て多い方ではあるが、数千万円程度のものである。

4 閉 会